

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）にパートタイム労働者として雇用され、人事部人事課において、事務職として業務に従事していた。

請求人によれば、先輩の正社員から毎日パワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）に該当する執拗ないじめを受け、そのストレスから身体に激痛が生じるようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「線維筋痛症疑い」及び「うつ病疑い」と診断された。

請求人は、上記各傷病を発症ないし発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、上記各傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症又は発病した傷病が、それぞれ業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に発症及び発病した「線維筋痛症疑い」及び「うつ病疑い」と診断された各傷病は業務上の事由によるものである旨主張するので、検討すると、次のとおりである。

(2) 請求人の「線維筋痛症疑い」と診断された傷病について

当該傷病について、D医師、E医師、F医師、G医師及びH医師が各意見書等において、それぞれ見解を述べているところ、当審査会において、改めてこれら医師の意見を含む一件記録を精査したが、請求人に発症した上記傷病が線維筋痛症であったとしても、決定書理由に説示のとおり、その発症原因は医学的に不明であり、業務との間に医学的因果関係を認めることはできないと判断する。

(3) 請求人の「うつ病疑い」と診断された傷病について

ア 当該傷病について、労働局地方労災医員精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「ICD-10診断ガイドラインに照らして検討すると、請求人は、『F45 身体表現性障害』を、平成〇年〇月上旬頃には発病していたものと推定し、その症状は寛解せず遷延している判断される。」と述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的意見等に鑑みると、専門部会の意見は妥当であり、請求人は、会社に雇用される以前の平成〇年〇月上旬頃には「F45 身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたものと

判断する。

イ　ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき判断する。

(ア) 認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱っているとされているところ、請求人の本件疾病については上記判断のとおり「遷延している」ととどまるものであり、請求人に発病した本件疾病が悪化したとの事実は認められない。

(イ) 請求人は、D医師に受診した平成○年○月○日を本件疾病の発病時期とし、Iからのパワハラにより心理的負荷が生じた旨主張するところ、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、仮に同時期を発病後の悪化と捉えたとしても、そのおおむね6か月以内に別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があったとは認められない。

そうすると、当審査会としても、請求人に発病した本件疾病は、業務に起因するものと認めることができないと判断する。

3　以上のとおりであるから、請求人の「線維筋痛症疑い」と診断された傷病及び本件疾病は、いずれも業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。